振替口座
事務局用 秋田1131

下記の振替口座が新設されましたので御利用下さい。
会計用 秋田2533

青森県 理容実報

発行所
青森県理容業環境衛生同業組合
青森市沖舘小浜173
（TEL ⑥0526）
編集事務局
印刷所
青森相互印刷株式会社
（TEL ⑤2952）

挨拶状

特別融資審査委員会
事務局長 対馬定雄

此の度私事特別融資審査委員会設置にともない、西北五代表として委員会に籍を置き亦事務局長と云う職責をも担当致し名をけがして居る者でありますが、来春三月迄組合員の皆様と共に強勉させて頂く所存で居ります。組合の皆様初め先輩の各位に於かれましても、何分ご指導御鞭撻の程をお願い致します。

尚御連絡又は不明の点がありましたら、どしどし御連絡下さいます様重ねてお願い申上げます。

環境衛生特別融資

借入申込み受付開始される

国民金融公庫の中に設けられた、我々業界への特別融資の貸付は、七月に入つて申込みの受付が開始されましたが、再度に亘り県環境衛生課並びに、商工会議所及び国民金融公庫等指導官庁と事務連絡打合せ会議が行われましたが、ようやく去る九月十九日に、最終的資料の許に事務手続等の総まとまりが決定致しましたので、以后は事務手続も円滑に運営されるものと思います。すでに貸付が決定された方もあります。ご希望の方は所属支部長に直接ご相談下さい。

以下その内容説明（抜粋）

この貸付の主旨は、環境衛生関係営業の近代化、合理化を推進するために、必要な資金を供給し、これによつて、国民の日常生活に密着しているにもかかわらず、零細なものが多く、近代化が遅れている同営業者の経営合理化による適正料金の維持近代社会に適した衛生水準の改善向上及び国民生活の高度化に即応したサービスの提供を期することにある。

「書類の」推せん基準

都道府県

一、「環境衛生関係営業に関する特別融資要綱」の定めによるものであること。

二、環境衛生関係営業に関して過去三年間において行政処分をうけたことがないものであること。

三、環境衛生同業組合の意見を尊重するものであること。

四、その他都道府県知事が特に必要とする基準であつて厚生大臣の承認をうけて定めたものであること。

環境衛生同業組合審査基準

一、「環境衛生関係営業に関する特別融資要綱」の定めるところによるものであること。

二、同一都道府県において一年以上環境衛生関係営業を営んでいる者であること。

三、過当競争、過剰設備等を招くおそれのないものであること。

四、その他次の事項を参考とするものであること。

(1) 社会的信用の有無
(2) 青色申告の有無
(3) 保証人の適否
(4) 適正化規定の遵守状況
(5) 事業者台帳の記載内容
(6) 組合費の納入状況
(7) 組合支部長の意見

審査委員会の委員構成

委員長	大森良光	中弘南黒	代表
委員 事務局長	対馬定雄	西北五	〃
委員	木浪惣一	東青	〃
〃	大橋福男	上北十	〃
〃	松尾繁次郎	三八五	〃
委員	平尾勝三郎	下北	代表
推薦委員	村本喜四郎	学識者	〃

審査委員会定例日は、毎月第二月曜日か、第三月曜日にするが、必ずしもその限りでない。

委員会事務所の所在地
事務局長 対馬定雄 宅
青森県五所川原市大字飯詰字福泉八四
電話 五所川原局 二八〇四 呼出「中村方」

環境衛生特別貸付

≪事業資金を必要とされる方への融資≫

（資金の使途には制限があります）

環境衛生関係の事業を営まれる方で、近代化、合理化のために必要な資金を調達するのに、自巳資金だけではどうしても不足するとか、銀行その他の金融機関から思うように借りられないというような場合に、そういう方への事業資金（資金使途に制限がありますので以下別表をご覧下さい）をご融資するのが、環境衛生特別貸付です。

なお、このほか詳しいことは支部長又は公庫の窓口にご相談下さい。

環境衛生特別貸付の貸付条件

一、貸付対象 環境衛生関係の事業を営み、営業の近代化、合理化をはかろうとされる方です。

二、貸付金額 六〇〇万円までです。

三、資金使途 事業資金で別表に掲げる設備資金、運転資金（共同購入のみ）に限ります。

四、利息 利率は年八分四厘（月利七厘、日歩二銭三厘）です。

・利息は後払いですから、お貸付のときには利息を差し引きません。

五、期間 設備資金十年以内 運転資金五年以内の範囲で、個々の実情に応じ必要な返済期間をきめることになります。

六、据置期間 設備資金二年以内 運転資金六ケ月以内となつていますが、個々の実情に応じてご相談のうえ据置期間を決めることになります。

七、返済方法 原則として月賦です。

八、保証人 原則として一名以上必要です。

・法人の場合は代表者に保証人になつていただき、そのほか一名以上の保証人が必要です。

・担保を提供される場合は、保証人を必要としないことがあります。

九、担保 三〇〇万円をこえる場合は、担保を提供していただきます。

十、その他 貸付の対象となる範囲には制限がありますので一般営業案内をご覧下さい。

一、設備資金

対象業種
理容業、美容業

指定事業（指定設備）

一、設備の近代化、合理化（電動椅子）

二、衛生設備の改善（消毒設備、冷房装置、暖房装置、換気装置、洗面設備）

三、独立開業（理容所、美容所）

四、従業員宿舎の設置（従業員宿舎）

五、養成施設の近代化（理容師、美理師養成施設）

二、運転資金

対象業種
全業種

指定事業（指定設備）

一、共同購入（営業に必要な物品の共同購入に限る。）

◆申込から返済までの手続

相談 各支部の支部長が相談に応ずる。その他くわしくは国民金融公庫の窓口で申込みのご相談をお受けしています。

推せん この貸付は、都道府県知事の推せんが必要です。その手続きは、所定の借入申込書及び「借入金の用途について」に必要な事項を記入し、支部長に差出し、支部長は意見書を附して審査委員会事務局に提出する。審査委員会を経た書類は環境衛生同業組合理事長は都道府県知事に提出し、推せんを受けて下さい。

申込 借入申込書は、組合を通して知事の推せん書とともに公庫に提出することになります。ただし、組合のない場合は、各保健所で取扱い借入申込書と知事から送られてきた推せん書を公庫に提出することになります。

その他 調査・貸付・返済につきましては普通貸付と同じ方法ですから、一般の営業案内をご覧下さい。

表

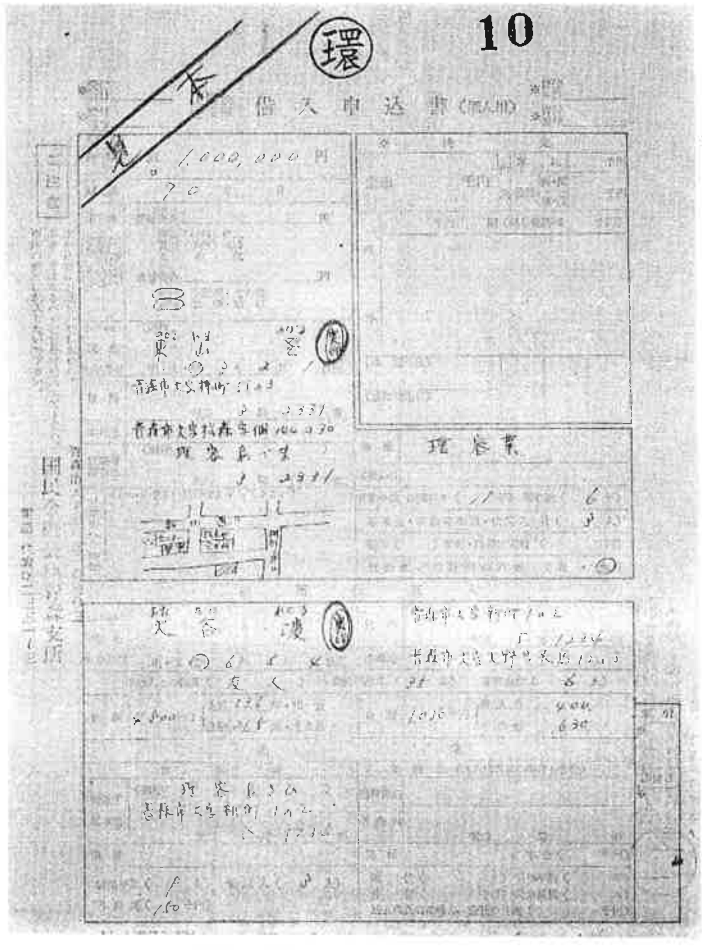
10
環
見本
借入申込書
理容業

裏

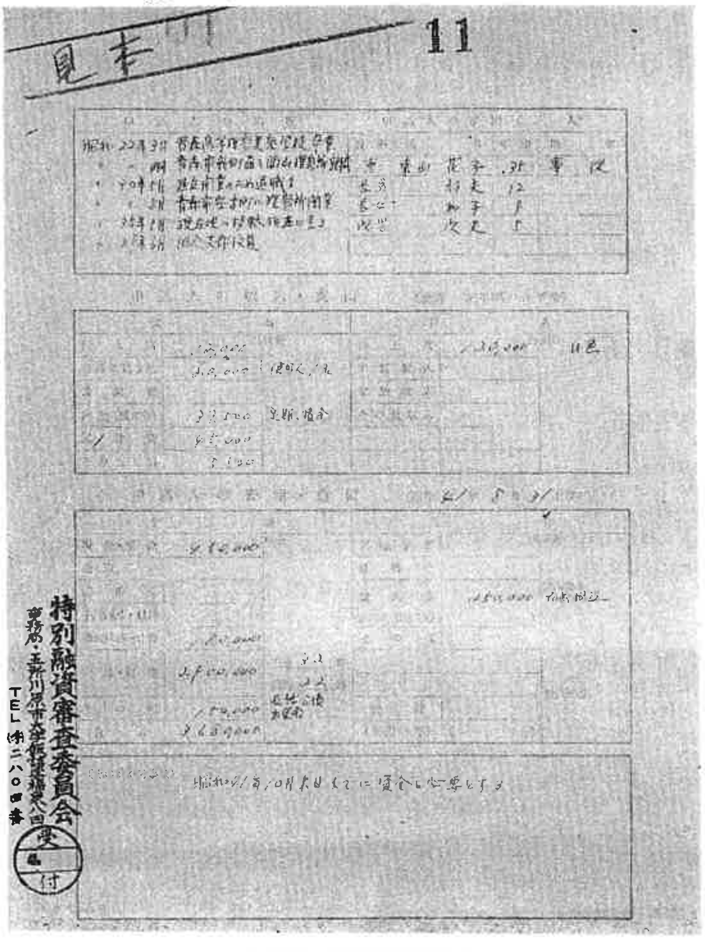

特別融資審査委員会
事務所・五所川原市大字飯詰字福泉八四
TEL ㈤二八〇四番
受付

特別融資意見書

昭和　　年、月　　日

青森県理容業環境衛生同業組合理事長殿

青森県理容業環境衛生同業組合

支部長　　　　　　　　㊞

国民金融公庫特別融資の借入申込について調査したところ下記の状況でありましたので意見を附して進達します。

1　申込者および申込内容

申込者氏名	申込者住所	融資対象設備	申込金額	備考

2　論査内容

社会的信用の有無	
青色申告の有無	
保証人の適否	
適正化規程の遵守状況	
事業者台帳の記載内容	
組合費の納入状況	

3　組合支部長の意見

意　見	

支部受付
月　日

申請書

本人提出　昭和　　年　　月　　日

県　　郡市　　村町　　字　　番地

申請者　　　　印

別紙、申込書並びに添付書類　　通を添えて申請致します

宜敷く御審議下さる様御願い申上げます

昭和　　年　　月　　日

支部

特別融資審査委員会、理容支部長　　　印

委員長　　殿

決再返	月　日
公庫	月　日
審査委員会	月　日
県	月　日
審査委員会	月　日
事務局	月　日
地区委員	月　日
相談員	月　日

表

借入金の用途について

（申込人名）

これは，借入金のお使いみちについて記入していただくものです。

1.　設備資金申込みの場合

設備の内容（その種類、数量、単価など具体的に）	金額
	千円
	※千円 計

資金調達先（借入先自己資金の別）	金額
国民金融公庫	千円
※欄は同じ金額になります。	※千円 計

上記の設備を必要とする理由は、（該当するものを○で囲んで下さい。2つ以上になつてもさしつかえありません。）

①能率向上のため
②経費節減のため
③売上（利益）をふやすため
④人手不足を補うため
⑤従業員の確保、福利厚生のため
⑥現在の設備が老朽化・狭少化したため
⑦同業者との競争が激しくなり、これに対抗するため
⑧親会社（受註先）から要請されたため
⑨衛生面の改善のため
⑩火災・公害、その他危険防止のため
⑪試験、研究のため
⑫その他（　　　　　　）

に、(イ)新設（新築）したい。
(ロ)増設（増築）したい。
(ハ)補修改良（改築）したい。

2,　運転資金申込みの場合

その必要理由は、（該当するものを○で囲んで下さい。2つ以上になつてもさしつかえありません。）

①売上代金の回収が長期化してきたため
②売上がふえてきたため
③商品・原材料などの在庫をふやすため
④仕入決済が早くなつたため
⑤税金の支払のため
⑥自己資金を設備に固定化させたため
⑦その他（　　　　　　）

ご注意
1. この用紙は、記入のうえ借入申込書に添付してお出し下さい。
2. 用途が運転資金と設備資金の両方にまたがるときは、それぞれ記入して下さい。
3. 環境衛生関係の特別貸付については、借入金の用途に制限があります。とくに、運転資金については、共同購入に限られます。詳しくは、環境衛生特別貸付営業案内を参照して下さい。

裏

「借入金の用途について」の記入方の要領として

「設備資金の内容」の「欄」で千円単位の端数が出た場合は

「資金調達先」の欄で自己資金を持つて千円単位の端数を補うこと国民金融公庫からの借入金は万円単位でとどめて下さい。

指定事業の内訳は　　　指定設備の内容（価格）

①設備の近代化合理化＝電動椅子（77〜155）上下、回転自由自在のもの但し半自動でも可なり
②衛生設備の改善＝消植設備（10〜35）ステンレス製、ホロー仕上けの消毒器で殺菌するものにより蒸気、薬品殺菌灯等による消毒方法がある。
＝換気装置（150〜700）送風冷房暖冷ヒーター換気と全機能を簡単に操作できるルームクーラーが最も取付けやすく工事費も少ない。理容業者における一般的なものは16.5平方米用で1〜2馬力、33平方米用で2〜4馬力がある。
＝冷房装置
＝暖房装置　換気装置の項参照
（10〜80）
＝洗面設備
洗面器具、洗顔ボール等
③独立開業＝理容所、美容所
1.　同一営業施設で20年以上勤務した者
2.　年令が40才以上である事
3.　最終営業施設の勤務が10年以上であること
④従業員宿舎の設置＝従業員宿舎
①居住者1人当りの建築面積
②独身者用の場合は　16.5平方米（約5坪）以下
③世帯者用の場合は　49.6平方米（約15坪）以下
④従業員宿舎設置に必要な土地借地権敷金権利金、保証金を含むものとする。ただし土地の取得のみを目的とする場合はこの貸付の対照としない。また新築、増改築も貸付の対照となる。

「従業員宿舎について」近い将来調査内容として県側より調査内容項目の資料となる書類が出ることになります。

（註）厚生年金被保険者の福祉を増進するため必要な住宅等について年金福祉事業団からの融資（年6分5厘）の道も開けております。

注意事項として

① 「借入金の用途について」の添付書類として、指定設備の種類に依り購入先又は工事先より仕様書か見積書又は図面等を添付して下さる様お願いします。
② 指定設備以外の店舗の新、改、増築とかは対照外でありますが公庫の方へ直接申込み致すと相談に応ずることになつてます。
③ 八戸支店管轄区域は八戸市、十和田市、三沢市他は全部青森支店管轄区域に入ります。
④ 特別融資借入申込書の書類は所轄支部長を経て組合本部特別融資審査委員会事務局へ提出願います。
⑤ 用紙の「借入申込書」並びに「借入金の用途について」の書類（用紙）は本人が直探国民金融公庫よりもらいうけて下さい。

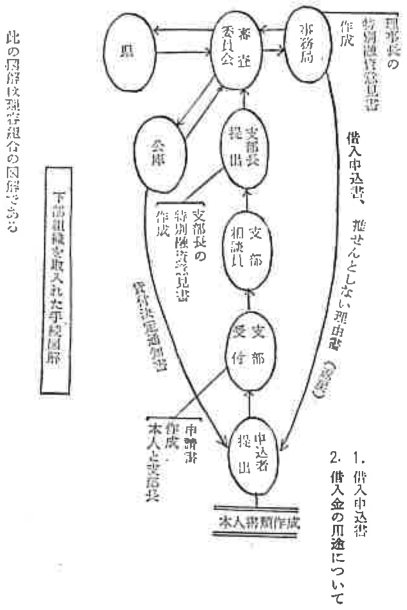
此の図解は理容組合の図解である
下部組織を取入れた手続図解
県
審査委員会
事務局
理事長の特別融資意見書作成
公庫
支部長提出
支部長の特別融資意見書作成
支部相談員
支部受付
申込者提出
申請書作成 本人と支部長
本人書類作成
貸付決定通知書
借入申込書、推せんとしない理由書（返却）
1. 借入申込書
2. 借入金の用途について

環境衛生関係営業に関する特別貸付制度手続図解

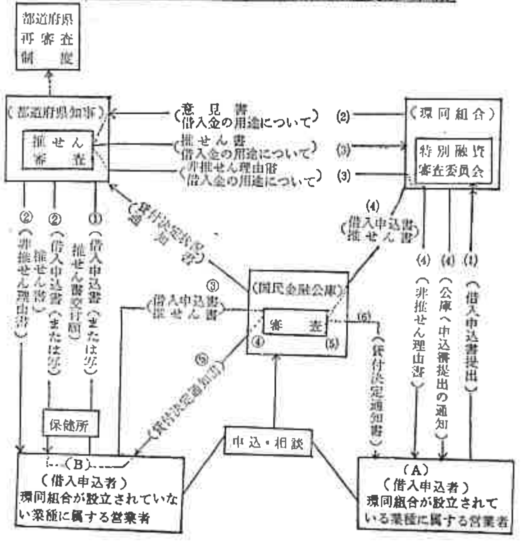
都道府県再審査制度
（都道府県知事）
推せん審査
意見書（借入金の用途について）
推せん書（借入金の用途について）
非推せん理由書（借入金の用途について）
(2)
(3)
(3)
（環同組合）
特別融資審査委員会
(4) 借入申込書 推せん書
(1)（借入申込書提出）
(4)（公庫へ申込書提出の通知）
(4)（非推せん理由書）
（国民金融公庫）
審査
③ 借入申込書 推せん書
貸付決定通知書
⑤（貸付決定通知書）
(6)（貸付決定通知書）
①（借入申込書（または写）推せん書交付願）
②（借入申込書（または写）推せん書）
②（非推せん理由書）
保健所
申込・相談
(B)（借入申込者）環同組合が設立されていない業種に属する営業者
(A)（借入申込者）環同組合が設立されている業種に属する営業者

「活用されている特融について」

「環境衛生金融公庫」の設置に環衛業者は一丸となつての陳情にも拘らず、遂に実現しなかつたが、政府は環衛業の近代化合理化を推進のため国民金融公庫の中に別枠として設け、二〇〇億円融資する事に決め、昨年の七月より受付けを開始致して居る事は御承知の通りです。

これによつて環衛業種は一段と活撥化し国民生活の高度化に即応した設備の改善サービスの提供が期することが出来るので特融に対し業界の期待は大きく、どんどん活用されつゝあります。然し考えてみると特融の設備資金には制限があり、それぞれ地域的な立場から考えて二つの方向に流れて居るのも又当然かと思います。

まず都市方面「本県でも市部」なら時代の要求として、当然此の機会を利用し近代化合理化を図り経営そのものを考え直さなければ立ち遅れとなり操業度を高めることも出来なくなりましよう。

従つて特融の申込が日増に多くなるのも又当然の事と思います。其の反面末端業者の方はどうか。

全く関心が薄い、と云うのは特融の恩恵は有難く受けたい気持で一杯だが、指定されたい設備の改善であり、はたして収支のバランスがとれるかどうか全く疑問で頭に霧がかかつて居る状態だ。

要するに末端者の希う処は一歩前進して、現在の店舗又設備の改善なら指定設備を除外し環衛業者全般が利用出来る様予算の拡大を計つた特融をお願いしてやまない。勿論現段階としては困難としても近い将来に、環衛金庫の実現によつて、内容も大幅に緩和し力のない業者を特に援助する様に熱望してやまない。

とにかく環衛業種に対し、特別融資法が設けられ国民生活の向上と共に高度の設備改善近代化合理化を図る道が開かれた事は喜びに堪えなく大いに活用して、業界発展にお互い努力して行き度いと念願して居ります。

文化広報部長
鶴田町支部長
福士啓一

実報の再刊を祝して

実報の再刊をお喜び申し上げます。御承知の通り実報は我が業界の交友の場であつて、お互い利用する処に意義が有ると思います。今迄は執行部や二、三人の方達だけのものの様であるかの如く実状で、本当は広く利用されて居りませんでした。業界も年毎に事項が増いて参りました特に時世のうつり、かわりで近代化合理化の問題が話題を呼び、之に関連して特別融資の実現を見て何んとか我々の業態をへんせんとして居ります。次に来る距離制限問題や、学校での課外授業としての理容技術の指導等が実施された場合の問題等で更に更に混乱して来るでしよう。然も組織の大きく持ち業界の運営と対処乗り切るには皆さんの協力が必然的であります。

執行部は組織の形態上のもので、皆さんの発露も取まとめ明日の繁栄も約束されるものでありますれば、実行に移し之が真の民主的であつて何ものでもない、幸い実報が再発足されるに当り、大いに投稿も期待してやまないものであります。

副理事長
仙台谷竹蔵